

飯田商工会議所見本市等出展補助要綱

1. (目的)

この要綱は、飯田商工会議所会員事業所が受注の確保、技術の向上を目的として、見本市、展示会、発表会等に出展した場合に、出展料、小間料等の一部を補助する事を目的とする。

2. (補助対象者)

- (1) 飯田商工会議所の会員事業所
- (2) その他会頭が認めた者

3. (補助対象事業)

- (1) 全国的な見本市、展示会、発表会等への出展に伴う出展料又は小間料とする。
- (2) 長野県全地域を対象とした、見本市、展示会、発表会等への出展に伴う出展料又は小間料とする。
- (3) 上記出展は組合、グループ等の共同出展は認めない。
- (4) その他会頭が認めた事業

4. (補助金額)

対象事業費の30%以内で上限6万円とする。ただし、会費口数が14口以下の会員事業所は、対象事業費の20%以内で上限3万円とする。

また、補助対象者への支給は年度内に1回限りとする。

5. (補助申請)

該当者は所定の補助金申請書に関係資料を添付して申請する。

6. (補助金交付決定)

申請者には補助金交付決定書にて通知する。

7. (実績報告)

事業実施後速やかに実施報告書を提出すること。

8. (補助金の返還)

補助金の交付後事業が実施されなかった場合には、補助金の返還を求めるものとする。

9. (その他)

この補助要綱に無い事項が発生したときは、協議し会頭が決定する。

(付則)

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

(付則)

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。